

平成29年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況 正誤表

※赤枠・赤字は正誤箇所

No.	ページ	行/図表	誤	正
1	30	1～3行目	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、・・・次いで、「無職者」、 <u>「自営業者・家族従業者」</u> となっている（第4-5図）。	勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、・・・次いで、「無職者」、 <u>「自営業・家族従業者」</u> となっている（第4-5図）。
2	48	1～2行目	次に、職種別（大分類）でみると、労災請求件数は「専門的・技術的職業従事者」429件（24.8%） <u>「事務従事者」</u> 329件（19.0%）、・・・	次に、職種別（大分類）でみると、労災請求件数は「専門的・技術的職業従事者」429件（24.8%）、 <u>「事務従事者」</u> 329件（19.0%）、・・・
3	65	2～5行目	職種別では、受理件数について、義務教育学校職員は15件（同7件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>12件</u> （同11件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員は5件（同13件）、次いでその他の職員（一般職員等）は4件（ <u>同10件</u> ）などとなっている（第3-5表）。	職種別では、受理件数について、義務教育学校職員は15件（同7件）、次いでその他の職員（一般職員等）は <u>10件</u> （同11件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員は5件（同13件）、次いでその他の職員（一般職員等）は4件（ <u>同11件</u> ）などとなっている（第3-5表）。
4	66	第3－5表	別添1参照	
5	68	2～5行目	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は57件（ <u>同50件</u> ）、次いで義務教育学校職員は21件（ <u>同12件</u> ）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は23件（同18件）、次いで義務教育学校職員は <u>10件</u> （同0件）などとなっている（第3-9表）。	職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>53件</u> （ <u>同51件</u> ）、次いで義務教育学校職員 <u>以外の教育職員</u> は <u>22件</u> （ <u>同13件</u> ）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は <u>21件</u> （同18件）、次いで義務教育学校職員は <u>11件</u> （同0件）などとなっている（第3-9表）。
6	68	第3－9表	別添2参照	
7	90	（1）ア 9～10行目	また、疾患別にみると、「脳疾患」 <u>（57.3%）</u> 、「心臓疾患」 <u>（42.7%）</u> であった（第1-1-3図）。	また、疾患別にみると、「脳疾患」 <u>（57.1%）</u> 、「心臓疾患」 <u>（42.2%）</u> であった（第1-1-3図）。
8	91	第1－1－3図	別添3参照	
9	95	（2）ア 4～8行目	また、精神障害事案のうち・・・教員以外では事務職員や研究職員等の「その他の教育の職業」 <u>（43件、61.5%（うち学校教育（21件、40.4%）、その他教育（22件、21.1%）））</u> という結果であった（第1-2-1図）。	また、精神障害事案のうち・・・教員以外では事務職員や研究職員等の「その他の教育の職業」 <u>（35件、61.4%（うち学校教育（23件、40.4%）、その他教育（12件、21.1%）））</u> という結果であった（第1-2-1図）。
10	96	1～3行目	教育・学習支援業事案について・・・、精神障害事案では56.1%が男性 <u>（23件）</u> であった（第1-2-2図）。	教育・学習支援業事案について・・・、精神障害事案では56.1%が男性 <u>（32件）</u> であった（第1-2-2図）。

No.	ページ	行/図表	誤	正
11	106	5～8行目	教職員調査結果によると、 <u>教員（副校長・教頭を除く）</u> の出勤時刻・退勤時刻の把握方法について「教職員による自己申告を基に確認」（出勤30.0%、退勤41.4%）が最も多く、次いで「タイムカード等の客観的な記録を基に確認」は2割弱（出勤19.2%、退勤18.5%）であった（第1-2-20図）。	教職員調査結果によると、 <u>教員</u> の出勤時刻・退勤時刻の把握方法について「教職員による自己申告を基に確認」は <u>3～4割</u> （出勤30.0%、退勤41.4%）、「タイムカード等の客観的な記録を基に確認」は2割弱（出勤19.2%、退勤18.5%）であった（第1-2-20図）。
12	108	3～15行目	通常期における平日1日の実勤務時間については、「10時間超12時間以下」（50.2%）が最も多く、・・・全体の平均実勤務時間は11時間17分であった（第1-2-23図）。 学校種別に通常期における平日1日の実勤務時間が10時間超の割合をみると、・・・の順になっていた（第1-2-24図）。 職名別に通常期における平日1日の実勤務時間が10時間超の割合をみると、・・・の順となっていた（第1-2-25図）。	通常期における平日1日の実勤務時間については、「10時間超12時間以下」（50.2%）が最も多く、・・・全体の平均実勤務時間は11時間17分であった（第1-2-23図、 <u>第1-2-25図</u> ）。 学校種別に通常期における平日1日の実勤務時間が10時間超の割合をみると、・・・の順になっていた（ <u>第1-2-23図、第1-2-25図</u> ）。 職名別に通常期における平日1日の実勤務時間が10時間超の割合をみると、・・・の順となっていた（ <u>第1-2-24図、第1-2-25図</u> ）。
13	109	第1－2－24図	別添4参照	
14	110	第1－2－25図	別添5参照	
15	114	12～13行目	※2「部活動の指導」：小学校3.7%、中学校 <u>42.0%</u> 、義務教育学校 <u>38.7%</u> 、高等学校 <u>36.2%</u> 、中等教育学校 <u>47.1%</u> ・・・	※2「部活動の指導」：小学校3.7%、中学校 <u>33.9%</u> 、義務教育学校 <u>21.5%</u> 、高等学校 <u>26.3%</u> 、中等教育学校 <u>34.6%</u> ・・・
16	115	11～13行目	※「ノー部活動デーの設定」：・・・特別支援学校（高等部） <u>12.0%</u>	※「ノー部活動デーの設定」：・・・特別支援学校（高等部） <u>12.0%</u>
17	117	(3) ア 1～7行目	情報サービス業（日本標準産業分類（中分類））において、・・・次いで「プログラマー」（2件、6.5%）、 <u>「営業、管理職」及び「アナリスト」</u> （1件、3.2%）であった（第1-3-1図）。	情報サービス業（日本標準産業分類（中分類））において、・・・次いで「プログラマー」（2件、6.5%）、 <u>「営業」、「管理職」及び「アナリスト」</u> （1件、3.2%）であった（第1-3-1図）。
18	128	第1－3－23図	別添6参照	

No.	ページ	行/図表	誤	正
19	128 ～129	P128の1行目～ P129の2行目	企業調査結果によると、所定外労働が発生する理由としては、「ITエンジニア間の業務の平準化ができないため」 <u>(65.3%)</u> が最も多く、次いで「顧客の問題に対応するため」 <u>(59.4%)</u> 、「顧客等との連絡調整のため」 <u>(59.0%)</u> 、「仕様変更に対応するため」 <u>(44.2%)</u> であった（第1-3-24図）。 ・・・労働者調査結果において所定外労働が発生する理由として最も多かった「トラブル等の緊急対応のため」 <u>(59.1%)</u> が企業調査結果では11.6%に留まり、他方で、企業調査結果において所定外労働が発生する理由として最も多かった「ITエンジニア間の業務の平準化ができていないため」 <u>(65.3%)</u> が労働者調査結果においては21.3%にとどまる等、企業と労働者間の認識にかい離がみられた。	企業調査結果によると、所定外労働が発生する理由としては、「ITエンジニア間の業務の平準化ができないため」 <u>(65.2%)</u> が最も多く、次いで「顧客の問題に対応するため」 <u>(59.4%)</u> 、「顧客等との連絡調整のため」 <u>(58.9%)</u> 、「仕様変更に対応するため」 <u>(44.2%)</u> であった（第1-3-24図）。 ・・・労働者調査結果において所定外労働が発生する理由として最も多かった「トラブル等の緊急対応のため」 <u>(59.1%)</u> が企業調査結果では11.6%に留まり、他方で、企業調査結果において所定外労働が発生する理由として最も多かった「ITエンジニア間の業務の平準化ができていないため」 <u>(65.2%)</u> が労働者調査結果においては21.3%にとどまる等、企業と労働者間の認識にかい離がみられた。
20	129	第1-3-24図	別添7参照	
21	132	14～18行目	また、企業調査結果によると、過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題について「顧客の理解・協力が必要である」 <u>(56.1%)</u> が最も多く、次いで「ITエンジニア自身の理解・協力が必要である」 <u>(45.8%)</u> 、「業務負担をITエンジニア間で平準化することが難しい」 <u>(37.3%)</u> 、「納期などの契約条件を満たすことができなくなる恐れがある」 <u>(35.8%)</u> となっている（第1-3-30図）。	また、企業調査結果によると、過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題について「顧客の理解・協力が必要である」 <u>(56.0%)</u> が最も多く、次いで「ITエンジニア自身の理解・協力が必要である」 <u>(45.6%)</u> 、「業務負担をITエンジニア間で平準化することが難しい」 <u>(37.1%)</u> 、「納期などの契約条件を満たすことができなくなる恐れがある」 <u>(35.7%)</u> となっている（第1-3-30図）。
22	135	第1-3-30図	別添8参照	
23	139	11～13行目	また、調理人・店長事案のうち、脳・心臓疾患事案について、就業規則や賃金規程を作成していた事業場（就業規則 <u>38.5%</u> 、賃金規程 <u>41.5%</u> ）は、全業種平均（就業規則78.8%、賃金規程70.1%）と比較して低く、・・・	また、調理人・店長事案のうち、脳・心臓疾患事案について、就業規則や賃金規程を作成していた事業場（就業規則 <u>52.3%</u> 、賃金規程 <u>46.2%</u> ）は、全業種平均（就業規則78.8%、賃金規程70.1%）と比較して低く、・・・
24	141	第1-5-1図	別添9参照	
25	145	第1-5-8表	別添10参照	
26	146	イ 4行目	回答した病院の許可病床数をみると、「200～299床」 <u>(21.1%)</u> が最も多く、次いで・・・	回答した病院の許可病床数をみると、「200～299床」 <u>(21.2%)</u> が最も多く、次いで・・・

No.	ページ	行/図表	誤	正
27	148	第1－5－13図	別添11参照	
28	149	1～3行目	病院調査結果によると、時間外労働時間（時間外労働・休日労働）が1か月45時間を超えていた人数について、医師は、該当がないとする「0人」（53.2%）が最も多く、 <u>次いで「1人以上5人未満」（8.9%）、「5人以上10人未満」（6.3%）・・・</u>	病院調査結果によると、時間外労働時間（時間外労働・休日労働）が1か月45時間を超えていた人数について、医師は、該当がないとする「0人」（53.2%）が最も多く、 <u>次いで「20人以上」（14.3%）、「1人以上5人未満」（8.9%）、「5人以上10人未満」（6.3%）・・・</u>
29	157	第1－5－25図 第1－5－26図	タイトル 業務に関連するストレスや <u>悩む</u> の内容	タイトル 業務に関連するストレスや <u>悩み</u> の内容
30	157	第1－5－26図	看護職員（n= <u>5,401</u> ）	看護職員（n= <u>5,041</u> ）
31	160	1～5行目	病院調査結果によると、過重労働の防止に向けて実施している取組について、・・・「院内保育施設を設置・充実させている」 <u>（52.8%）</u> %であった（第1-5-29図）。	病院調査結果によると、過重労働の防止に向けて実施している取組について、・・・「院内保育施設を設置・充実させている」 <u>（52.8%）</u> であった（第1-5-29図）。
32	173	(1) 12～14行目	加えて、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、 <u>平成29年度は426件の監督指導を実施した。</u>	加えて、Webサイト上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、・・・労働基準監督署による監督指導等に活用しており、 <u>平成29年度の対象事業場は426件であった。</u>
33	176	10～12行目	前期1（1）に記載した平成29（2017）年度に監督指導を行った25,676事業場のうち <u>10.7%</u> に当たる2,773事業場で、・・・是正・改善に向けた指導を行った。	前期1（1）に記載した平成29（2017）年度に監督指導を行った25,676事業場のうち <u>10.8%</u> に当たる2,773事業場で、・・・是正・改善に向けた指導を行った。
34	198	(6) 1～3行目	平成27（2015）年に実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に引き続き、平成27年12月～平成28年（2016）2月にかけて実施した「高校生に対するアルバイトに関する意識調査」の結果、・・・	平成27（2015）年に実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に引き続き、平成27年12月～平成28（2016） <u>年</u> 2月にかけて実施した「高校生に対するアルバイトに関する <u>意識等調査</u> 」の結果、・・・
35	209	(1) 13～14行目	その結果、「 <u>過去3年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた</u> 」と回答した企業は36.3%、・・・。	その結果、「 <u>過去3年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例がある</u> 」と回答した企業は36.3%、・・・。
36	210	第7－1図	別添12参照	
37	210	第7－3図	別添13参照	
38	213	オ 1～3行目	企業の人事労務担当者等を対象として・・・全都道府県で計 <u>61回</u> 開催した。	企業の人事労務担当者等を対象として・・・全都道府県で計 <u>62回</u> 開催した。
39	214	3～4行目	また、全体の <u>5割強</u> の運行で荷待ち時間が・・・	また、全体の <u>5割弱</u> の運行で荷待ち時間が・・・

No.	ページ	行/図表	誤	正
40	229	1～2行目	内閣官房内閣人事局では、平成28年3月に「国家公務員健康増進等基本計画（平成28年3月20日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）	内閣官房内閣人事局では、平成28年3月に「国家公務員健康増進等基本計画（平成3年3月20日内閣総理大臣決定。以下「基本計画」という。）
41	231	(2)ア① 1～6行目	平成28（2016）年度に実施した「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査」の結果を踏まえ、各地方公共団体に対し、「 <u>時間外勤務縮減等に向けた取組の一層の推進及び平成29（2017）年の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について</u> 」（平成29年4月総行公第58号総務省自治行政局公務員部長通知）を発出し、職員の時間外勤務のより一層の縮減や適正な勤務時間管理に加え、「ゆう活」の積極的な取組を要請した。	平成28（2016）年度に実施した「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査」の結果を踏まえ、各地方公共団体に対し、「 <u>時間外勤務縮減等に向けた取組の一層の推進及び平成29年の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について</u> 」（平成29年4月総行公第58号総務省自治行政局公務員部長通知）を発出し、職員の時間外勤務のより一層の縮減や適正な勤務時間管理に加え、「ゆう活」の積極的な取組を要請した。
42	235	13～14行目	平成29年度の地域窓口による相談等の実績は約65,000件であった。	平成29年度の地域窓口による相談等の実績は約74,000件であった。
43	241	コラム17 16～17行目	ただ、まだ幼い子どもの参加者が増えており、賑やかになってうれしい反面、若い親世代の・・・	ただ、まだ幼い子どもの参加者が増えており、賑やかになってうれしい反面、若い親世代の・・・

誤

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種 \ 年 度	平成 27 年度				平成 28 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	7	3	13	3	15	6	5	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	2	0	3	1	8	4	2	1
警 察 職 員	7	1	5	3	9	3	3	2
消 防 職 員	9	3	1	0	4	0	3	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	0	0	0	0	1	0	0	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	2	2	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員	11	3	10	6	12	4	4	2
合 計	38	12	32	13	49	17	17	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-5 表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種 \ 年 度	平成 27 年度				平成 28 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員	7	3	13	3	15	6	5	2
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員	2	0	2	1	9	4	2	1
警 察 職 員	7	1	5	3	9	3	3	2
消 防 職 員	9	3	1	0	4	0	3	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	0	0	0	0	2	1	0	0
運 輸 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	2	2	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員	11	3	11	6	10	3	4	2
合 計	38	12	32	13	49	17	17	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

誤

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成 27 年度				平成 28 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員		12	1	0	0	21	3	10	3
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		14	0	5	1	20	2	4	0
警 察 職 員		5	3	3	1	6	4	4	4
消 防 職 員		4	0	5	2	5	0	5	2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		1	0	0	0	1	1	1	0
運 輸 事 業 職 員		8	2	1	1	5	0	2	1
清 掃 事 業 職 員		3	0	0	0	1	0	1	0
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		50	6	18	6	57	18	23	4
合 計		97	12	32	11	116	28	50	14

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき地公災 補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

正

第 3-9 表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	年 度	平成 27 年度				平成 28 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義 務 教 育 学 校 職 員		12	1	0	0	21	3	11	3
義 務 教 育 学 校 職 員 以 外 の 教 育 職 員		13	0	5	1	22	2	5	0
警 察 職 員		5	3	3	1	6	4	4	4
消 防 職 員		4	0	5	2	5	0	5	2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員		1	0	0	0	3	2	1	0
運 輸 事 業 職 員		8	2	1	1	5	0	2	1
清 掃 事 業 職 員		3	0	0	0	1	0	1	0
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		51	6	18	6	53	17	21	4
合 計		97	12	32	11	116	28	50	14

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 28 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

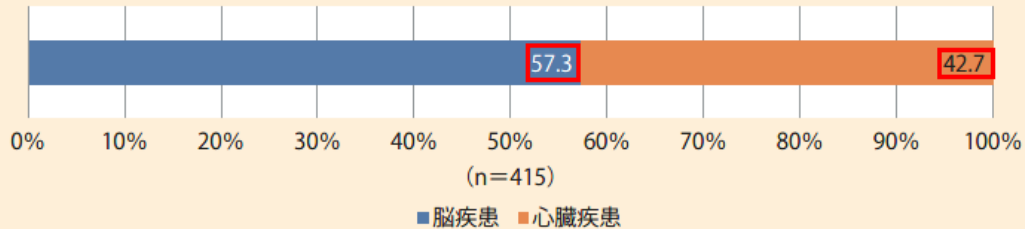
3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

・ P91

誤

第 1-1-3 図 疾患別にみた運転業務従事者の脳・心臓疾患事案数の割合



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

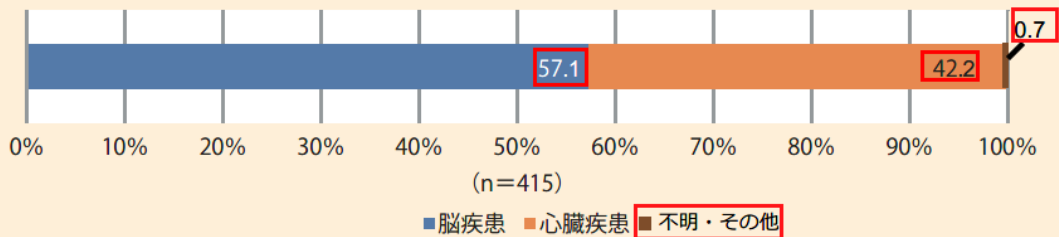
(注) 1. 運輸業・郵便業における脳・心臓疾患の事案 465 件から非運転者を除く 415 件を対象

2. 「脳疾患」は「脳内出血(脳出血)」、「くも膜下出血」、「脳梗塞」を、「心臓疾患」は「心筋梗塞」、「心停止(心臓性突発死を含む。）」、「解離性大動脈瘤」、「狭心症」を示す。

3. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

第 1-1-3 図 疾患別にみた運転業務従事者の脳・心臓疾患事案数の割合



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 1. 運輸業・郵便業における脳・心臓疾患の事案 465 件から非運転者を除く 415 件を対象

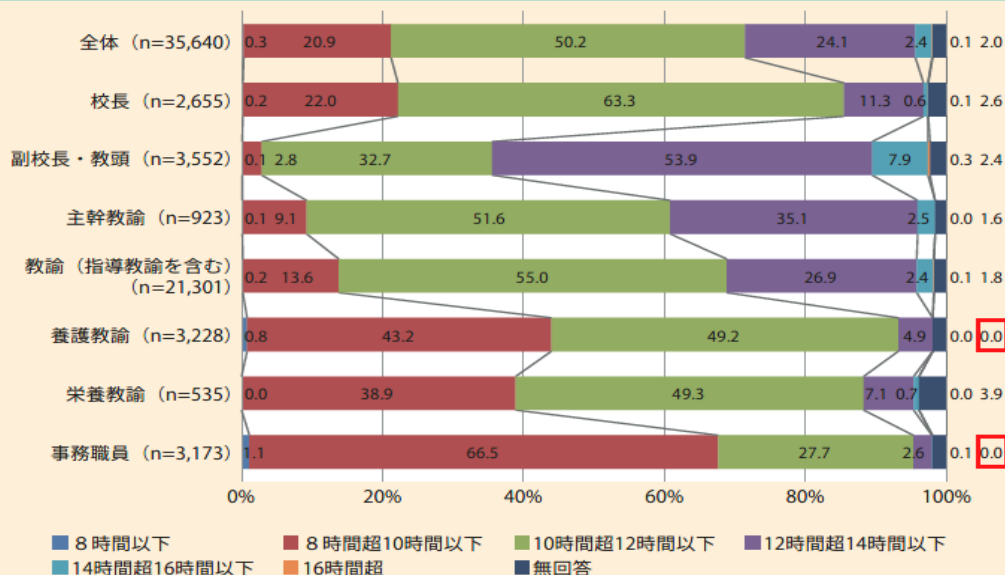
2. 「脳疾患」は「脳内出血(脳出血)」、「くも膜下出血」、「脳梗塞」を、「心臓疾患」は「心筋梗塞」、「心停止(心臓性突発死を含む。）」、「解離性大動脈瘤」、「狭心症」を示す。

3. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

・ P109

誤

第 1-2-24 図 職名別の実勤務時間（通常期）（教職員調査）



(資料出所) 厚生労働省・文部科学省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

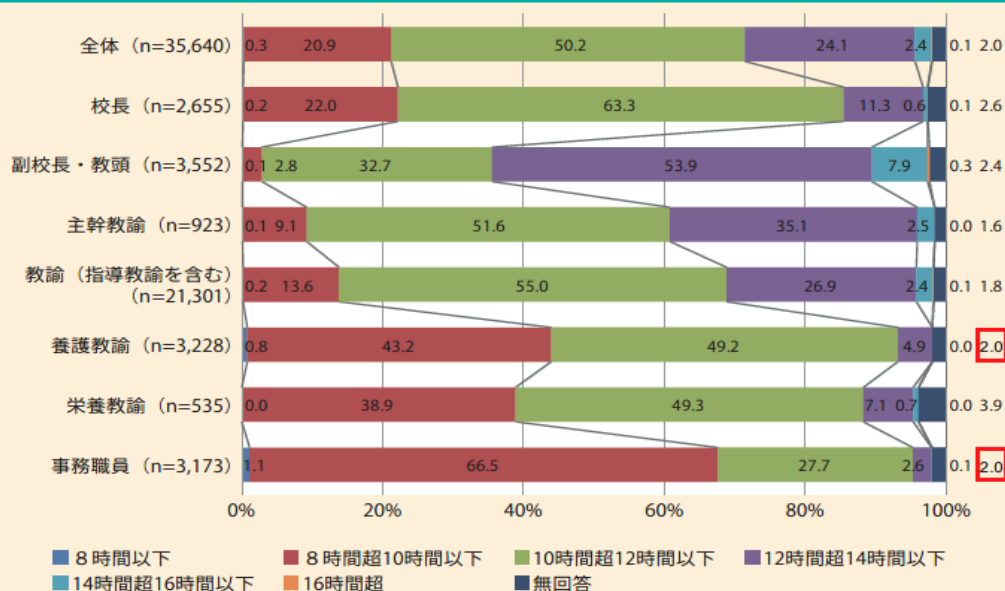
(注) 1. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

2. 全体の調査数には職名がわからない者を含むため、全体の調査数は各職名の調査数の合計と一致しない。

3. 平均は「校長」10 時間 53 分、「副校長・教頭」12 時間 33 分、「主幹教諭」11 時間 47 分、「教諭（指導教諭を含む）」11 時間 30 分、「養護教諭」10 時間 18 分、「栄養教諭」10 時間 29 分、「事務職員」9 時間 43 分。

正

第 1-2-24 図 職名別の実勤務時間（通常期）（教職員調査）



(資料出所) 厚生労働省・文部科学省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)

(注) 1. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

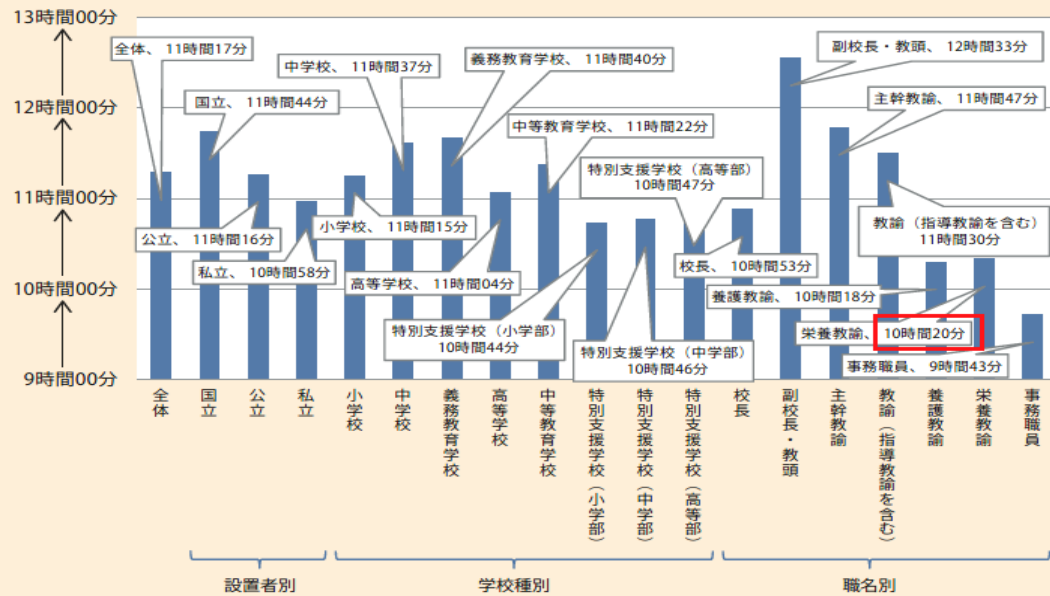
2. 全体の調査数には職名がわからない者を含むため、全体の調査数は各職名の調査数の合計と一致しない。

3. 平均は「校長」10 時間 53 分、「副校長・教頭」12 時間 33 分、「主幹教諭」11 時間 47 分、「教諭（指導教諭を含む）」11 時間 30 分、「養護教諭」10 時間 18 分、「栄養教諭」10 時間 29 分、「事務職員」9 時間 43 分。

・ P110

誤

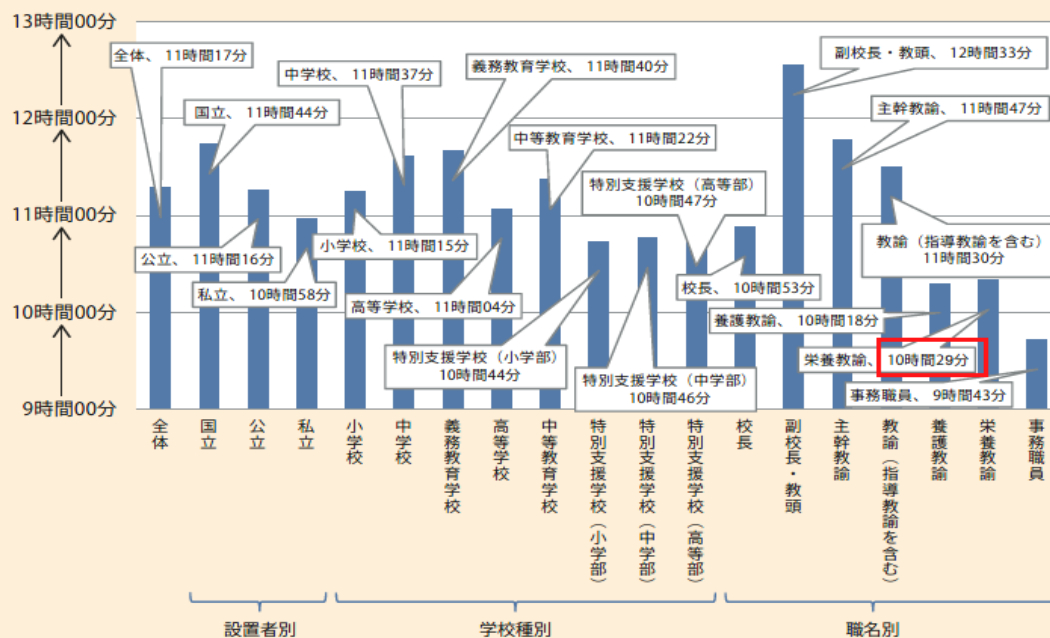
第 1-2-25 図 一日当たりの平均実勤務時間（通常期）（教職員調査）



（資料出所）厚生労働省・文部科学省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

正

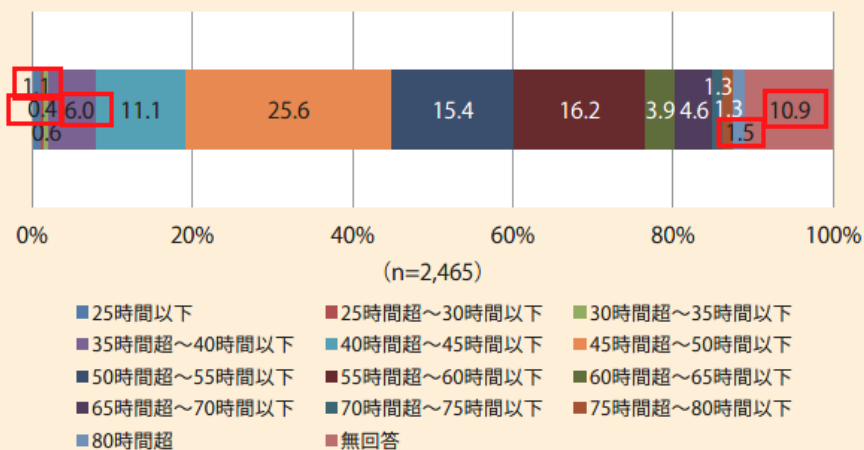
第 1-2-25 図 一日当たりの平均実勤務時間（通常期）（教職員調査）



（資料出所）厚生労働省・文部科学省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

誤

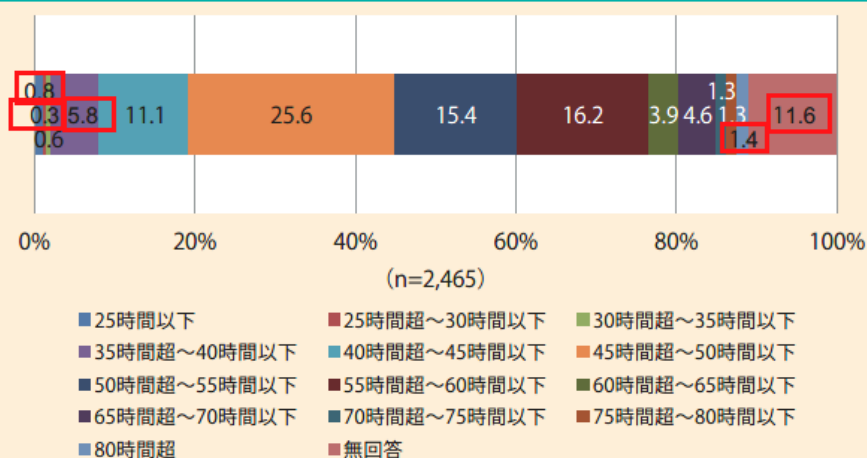
第 1-3-23 図 実労働時間（繁忙期）（労働者調査）



(資料出所) 厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
 (注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

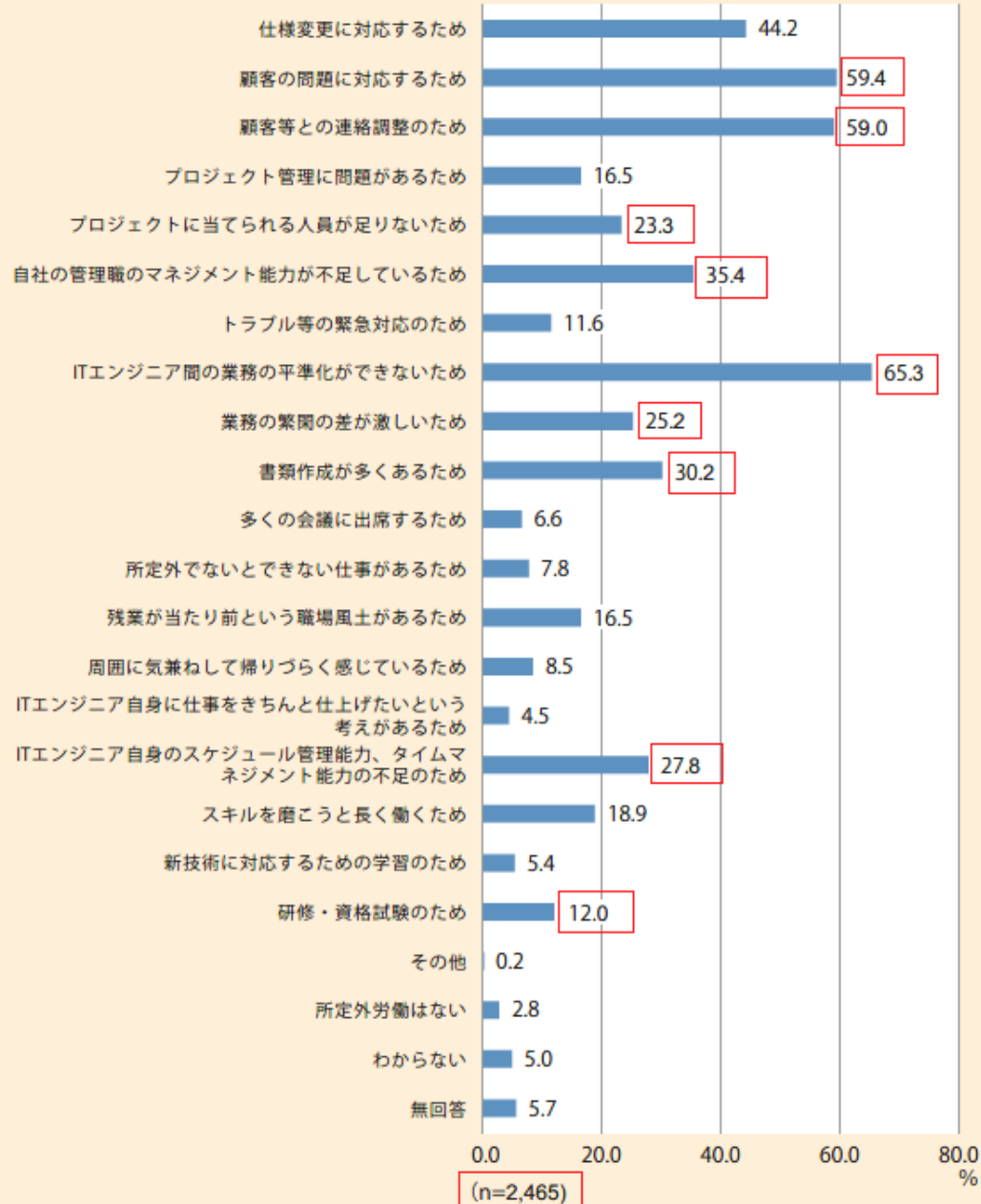
第 1-3-23 図 実労働時間（繁忙期）（労働者調査）



(資料出所) 厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
 (注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

誤

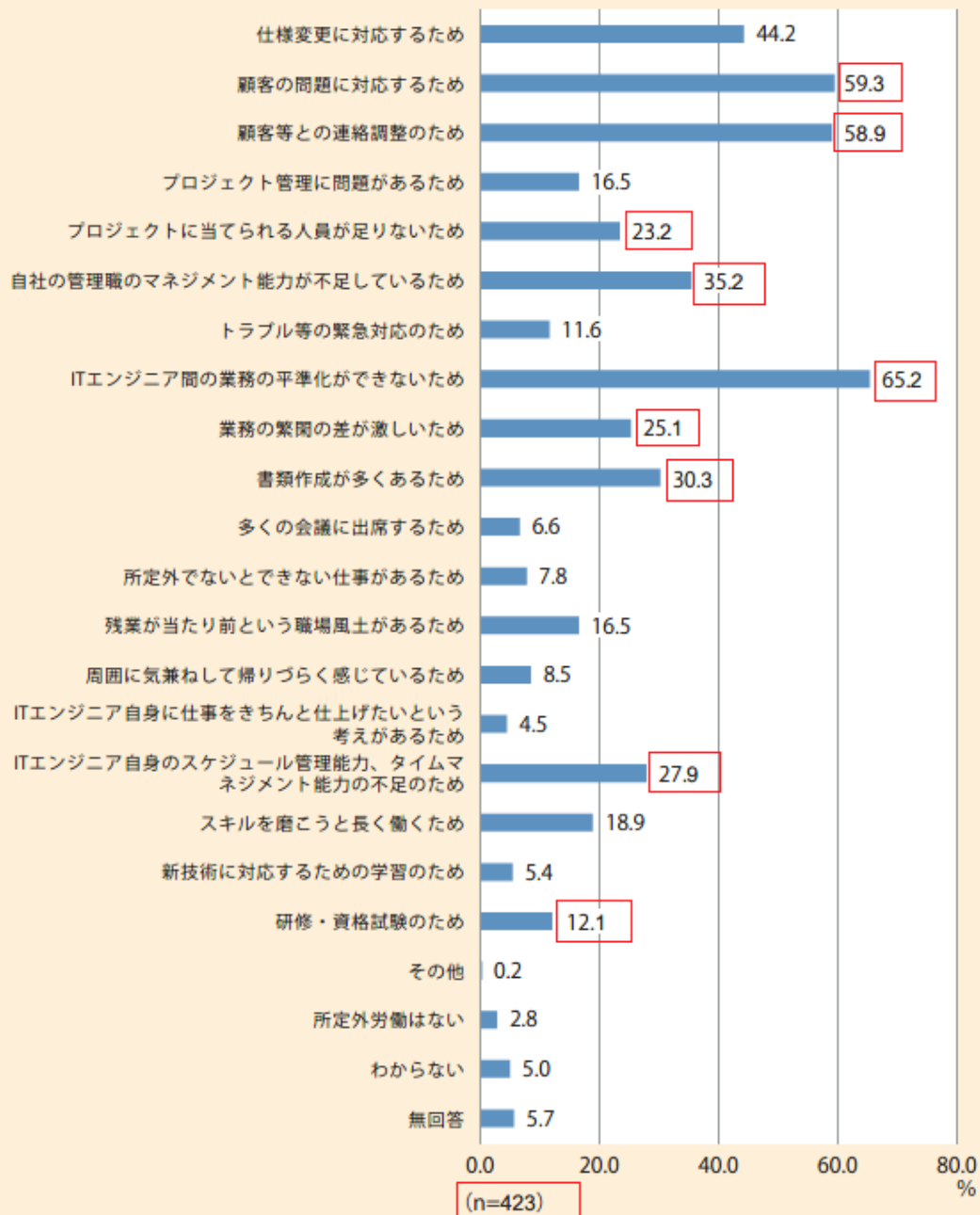
第 1-3-24 図 所定外労働が発生する理由（企業調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

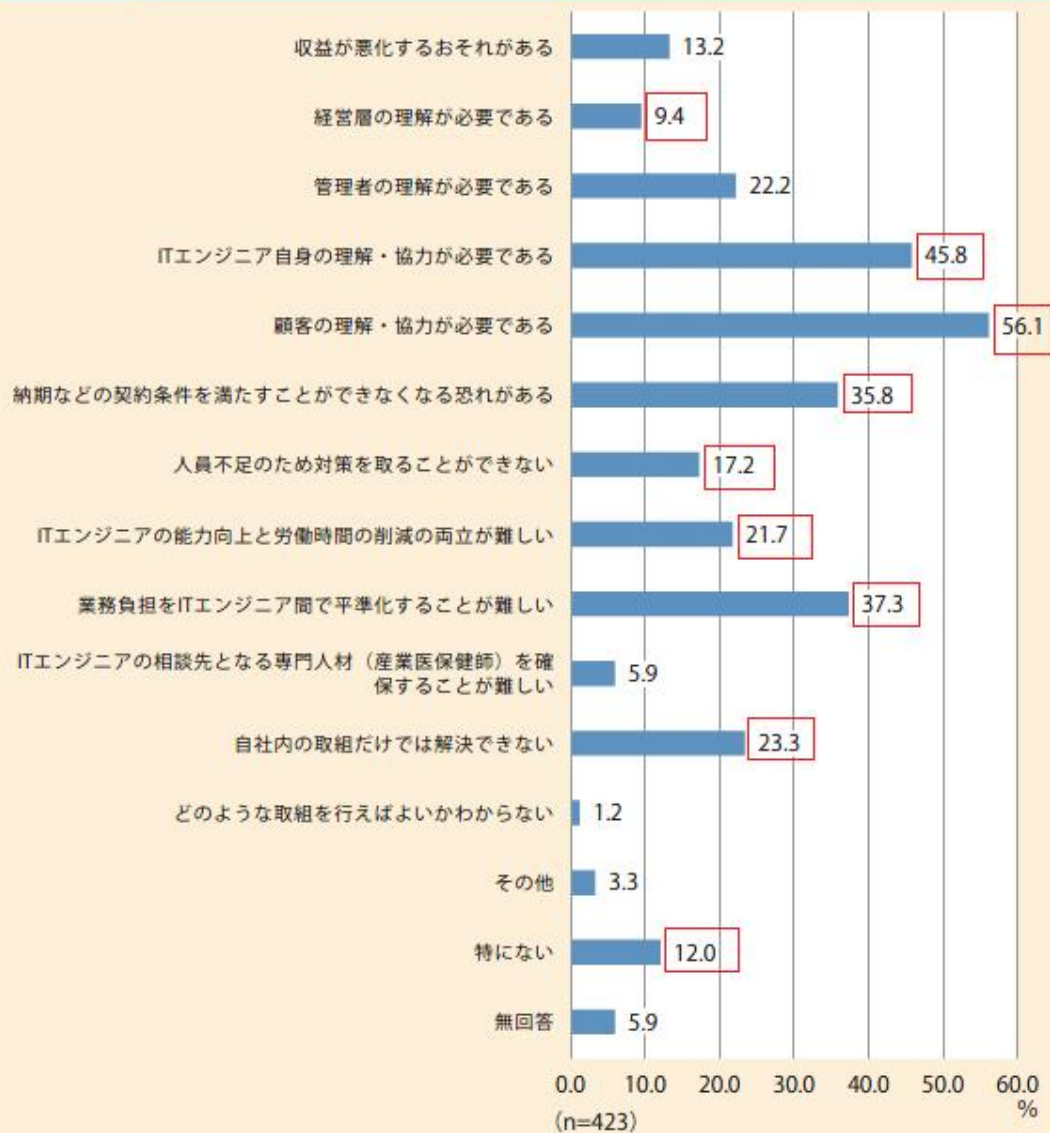
第 1-3-24 図 所定外労働が発生する理由（企業調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

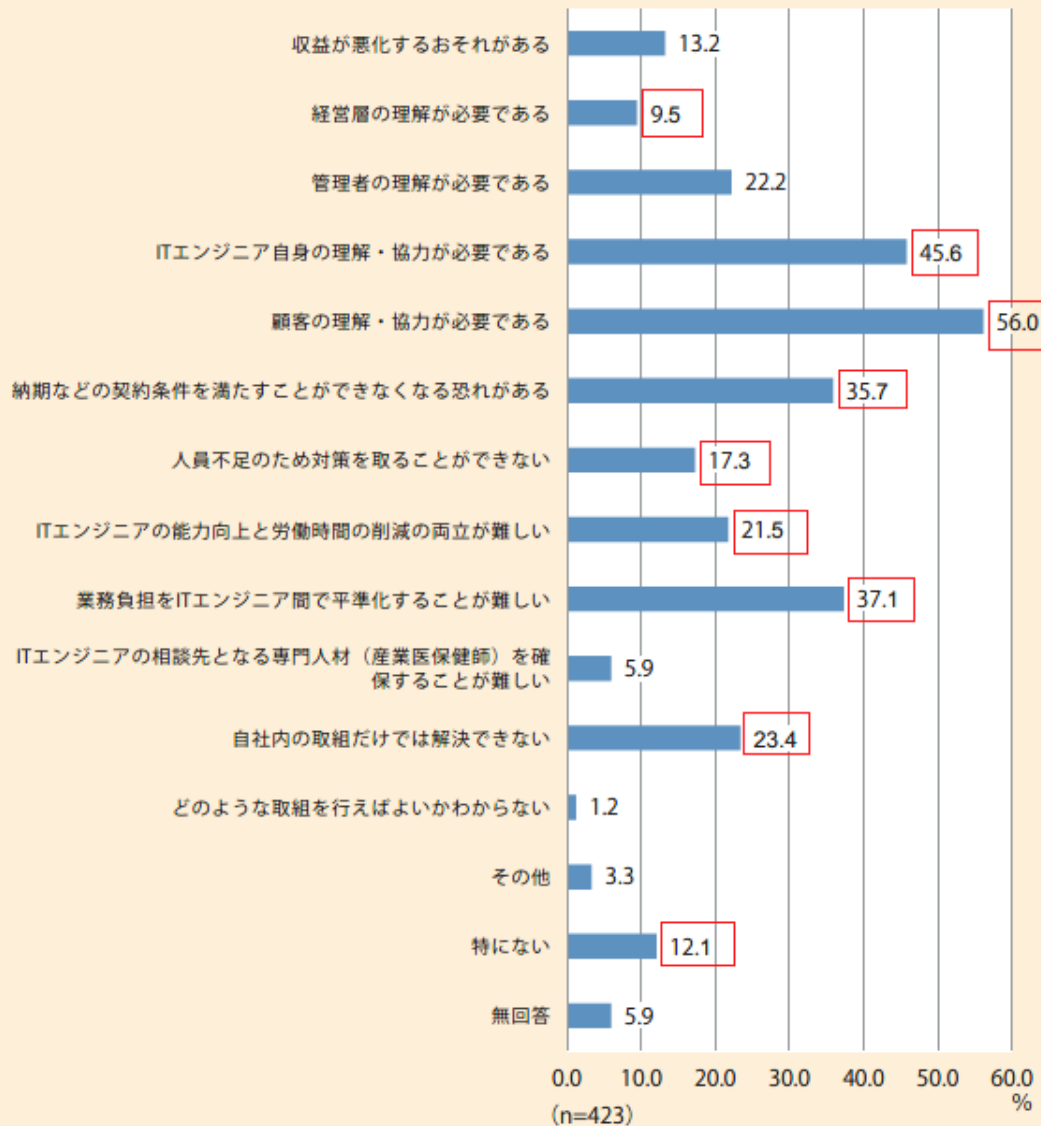
誤

第 1-3-30 図 過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題（企業調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

第 1-3-30 図 過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題（企業調査）



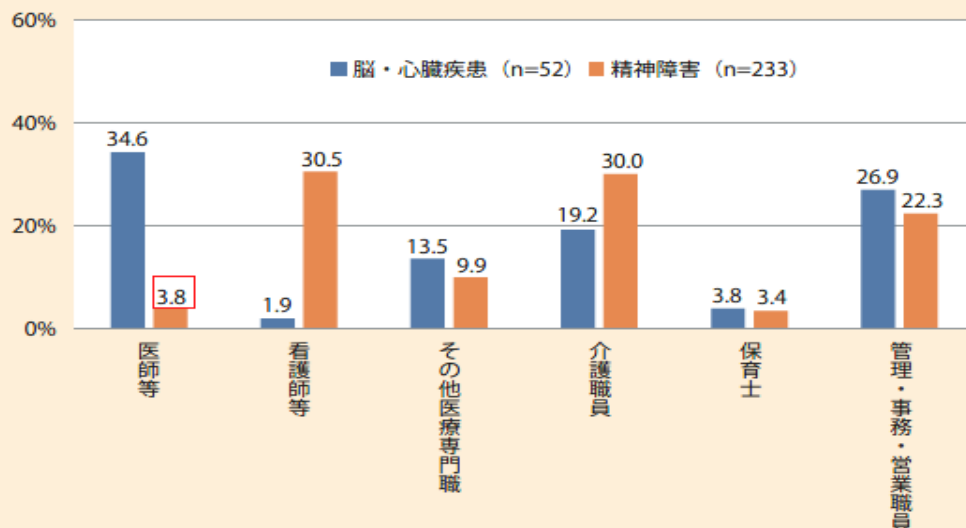
（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）

（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

・ P141

誤

第 1-5-1 図 職種別にみた医療・福祉等事案数の割合

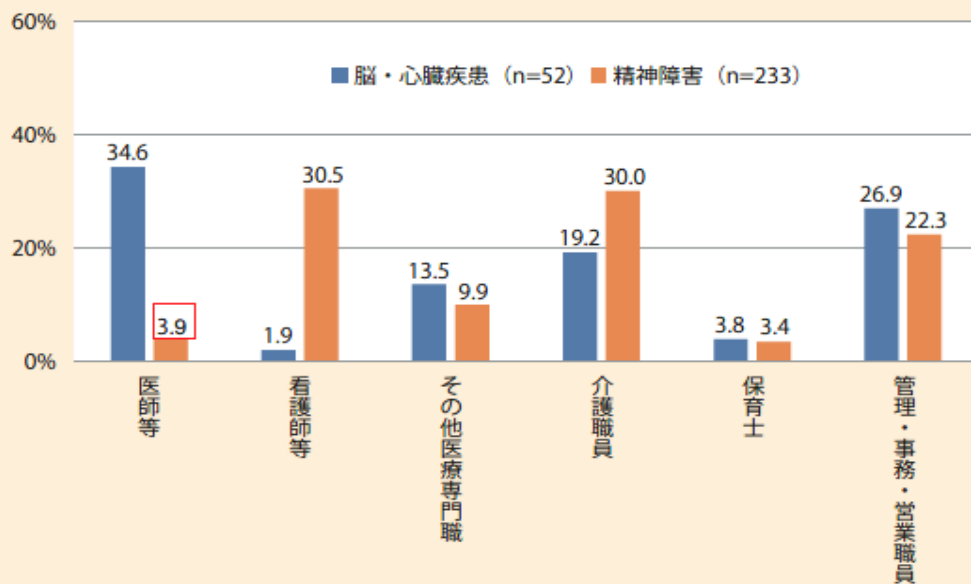


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

第 1-5-1 図 職種別にみた医療・福祉等事案数の割合



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 割合 (%) については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

・ P145

誤

第 1-5-8 表 看護師の精神障害事案の具体的出来事の内容及び発生時間帯

	件数	(%)
1. 悲惨な事故や災害の体験・目撃をした	40	(76.9)
a. 暴力を体験	23	(44.2)
b. 事件・事故・災害に遭遇	17	(32.7)
2. 医療事故・訴訟	2	(3.8)
3. 長時間労働	4	(7.7)
4. 上司・部下トラブル	4	(7.7)
5. セクシャル・ハラスメント	2	(3.8)
合計	52	(100)
悲惨な事故や災害の体験・目撃をした出来事の発生時間帯		
24-04 深夜	11	(27.5)
04-08 深夜	8	(20.0)
08-12 日勤	10	(25.0)
12-16 日勤	2	(5.0)
16-20 準夜	3	(7.5)
20-24 準夜	2	(5.0)
特定せず／不明	4	(10.0)
	40	

(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 1. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。
 2. 労災復命書の記載事項から、具体的な出来事について再集計を行ったもの。労災認定基準に従った分類と必ずしも一致しない。
 3. 「発生時間帯」については、「悲惨な事故や災害の体験・目撃をした」事案 40 件を対象

正

第 1-5-8 表 看護師の精神障害事案の具体的出来事の内容及び発生時間帯

	件数	(%)
1. 悲惨な事故や災害の体験・目撃をした	40	(76.9)
a. 暴力を体験	23	(44.2)
b. 事件・事故・災害に遭遇	17	(32.7)
2. 医療事故・訴訟	2	(3.8)
3. 長時間労働	4	(7.7)
4. 上司・部下トラブル	4	(7.7)
5. セクシャル・ハラスメント	2	(3.8)
合計	52	(100)
悲惨な事故や災害の体験・目撃をした出来事の発生時間帯		
24-04 深夜	11	(27.5)
04-08 深夜	8	(20.0)
08-12 日勤	10	(25.0)
12-16 日勤	2	(5.0)
16-20 準夜	3	(7.5)
20-24 準夜	2	(5.0)
特定せず／不明	4	(10.0)
	40	

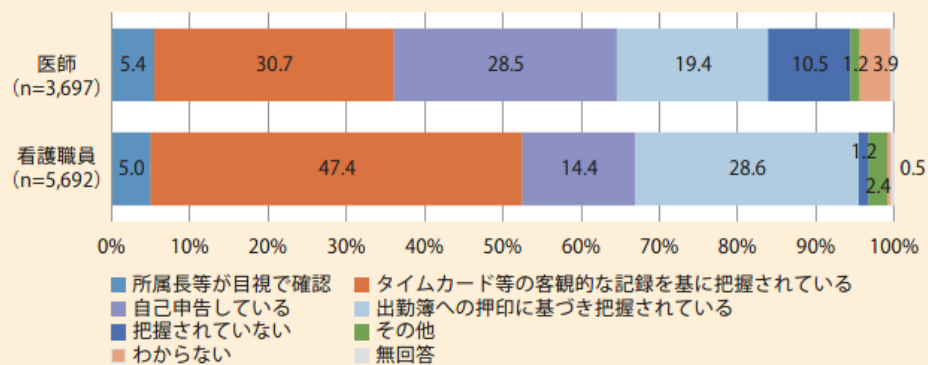
(資料出所) 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 29 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

(注) 1. 割合(%)については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。
 2. 労災復命書の記載事項から、具体的な出来事について再集計を行ったもの。労災認定基準に従った分類と必ずしも一致しない。
 3. 「発生時間帯」については、「悲惨な事故や災害の体験・目撃をした」事案 40 件を対象

・ P148

誤

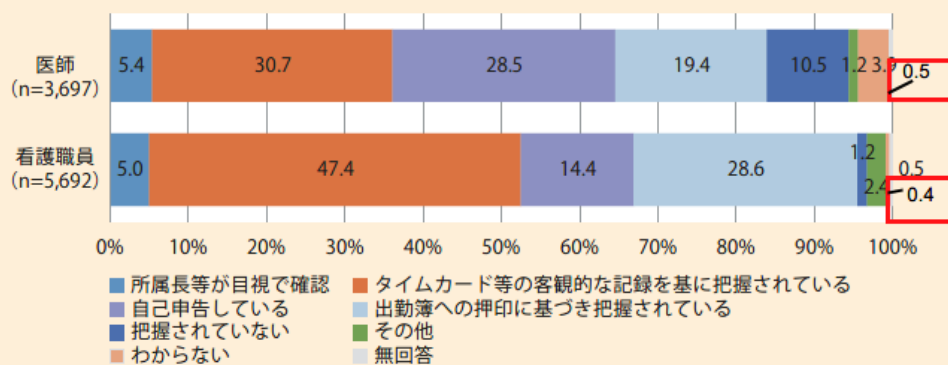
第 1-5-13 図 実労働時間の把握の方法（医師、看護職員調査）



（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

正

第 1-5-13 図 実労働時間の把握の方法（医師、看護職員調査）

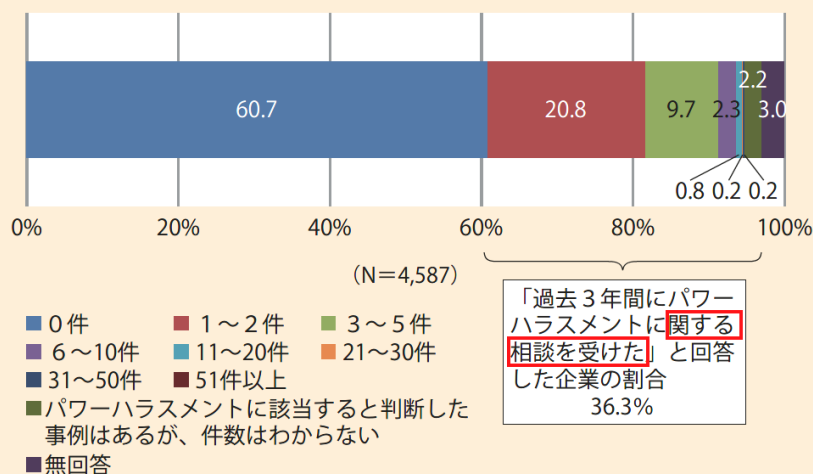


（資料出所）厚生労働省「平成 29 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」（委託事業）
 （注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

・ P210

誤

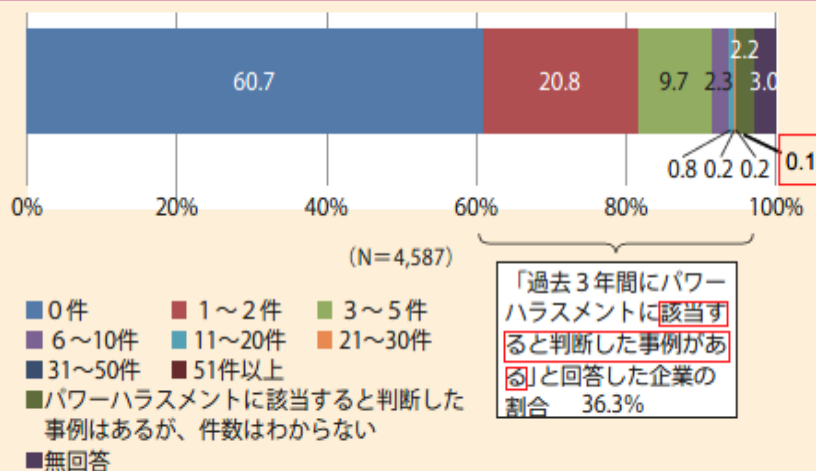
第 7-1 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに関する相談を受けた回数 (企業調査)



(資料出所) 厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」(委託事業)

正

第 7-1 図 過去 3 年間にパワーハラスメントに該当すると判断した事例の件数 (企業調査)

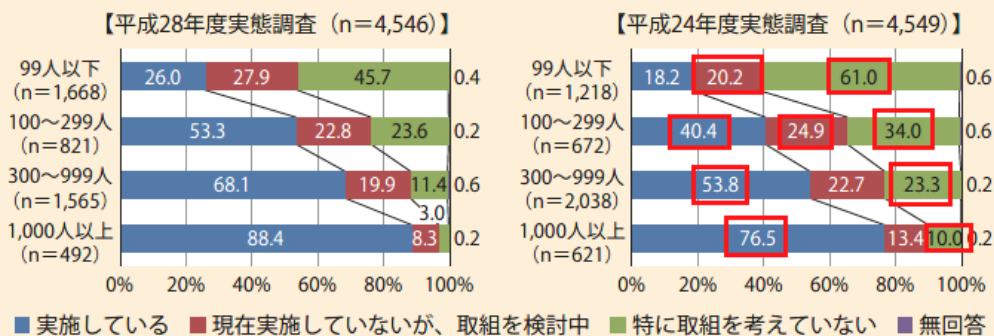


(資料出所) 厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」(委託事業)

・ P210

誤

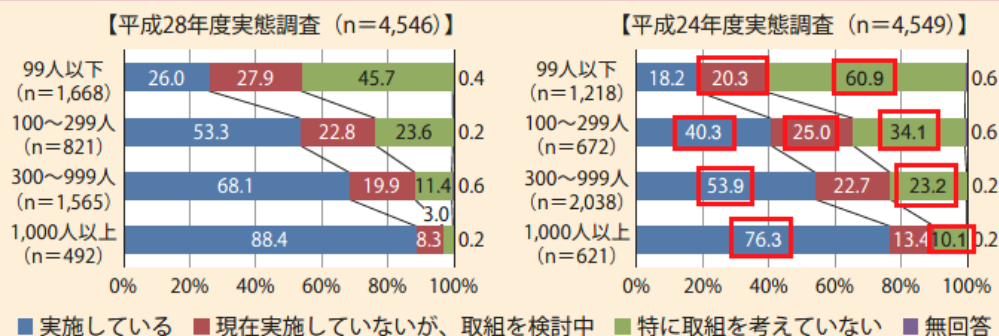
第 7-3 図 パワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況（企業調査（従業員規模別））



（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」（委託事業）

正

第 7-3 図 パワーハラスメントの予防・解決のための取組の実施状況（企業調査（従業員規模別））



（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書」（委託事業）